

離婚時の年金分割制度～離婚後2年以内に手続を

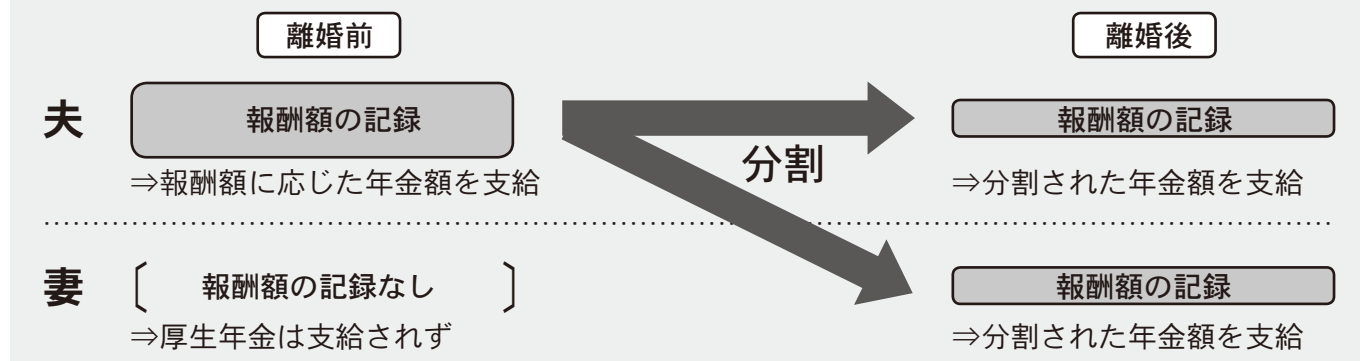
離婚した時は、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。手続は離婚後2年以内^(※1)に手続を行う必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所または年金相談センターまでご相談ください。

※1 年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6か月以内であれば手続可能です。

■離婚時の年金分割のイメージ

サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【例】サラリーマンの妻である専業主婦であった方の場合（厚生年金）



■年金分割の方法 ※いずれの場合も、原則として離婚後2年以内に手続を行うことが必要です。

- ①合意分割 お二人からの請求により、年金を分割できます。年金分割の割合は、お二人の合意、または裁判手続によって決定されます。
- ②3号分割 サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者^(※2)であった方からの請求により、年金を分割できます。年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

※2 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

●詳細 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係。年金事務所や年金相談センターの所在地はホームページをご参照ください。 <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

こんにちは市立病院です

■面会制限について

市立芦別病院では新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止するため、面会制限を実施しています。当院から病状説明などで来院された場合以外の方は面会出来ませんのでご理解とご協力をお願いします。

また、荷物の受け渡しで来院される場合は、荷物の受け渡し時間を制限していますので、次のとおり受け付けをお願いします。

面会制限などについて、ご不明な点がございましたら、市立芦別病院事務課総務係までお問い合わせください。

	荷物受け渡し時間	受付場所
平日	午前11時～午後1時	1階の1番案内窓口
休日 夜間	午前11時～午後1時 午後5時～午後8時	裏玄関の時間外受付

○注意事項 ①原則1名でマスクの着用・手指衛生をお願いします②受付で検温を行い病棟への出入りが可能か確認させていただきます③発熱のある方の荷物受け渡しはご遠慮願います④荷物はナースステーションまでお持ちください。荷物の受け渡しは看護師が行いますので、直接患者さんへ受け渡しは出来ません。

●詳細 市立芦別病院事務課総務係 ☎22-2701